

岡崎市上下水道局使用材料の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市上下水道局（以下、「水道局」という。）で使用する材料の承認について、その基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「材料」とは、水道局が発注する工事、受託工事及び給水装置工事申請に伴う承認工事に使用する水道管及び分岐から止水栓までの給水管とこれに付随する材料とする。

2 承認された「材料」は、承認の方法により、「規格承認材料」、「申請承認材料」、「個別承認材料」に区分する。

3 「規格承認材料」とは、規格等にて承認する材料をいい、細則で定める。

4 「申請承認材料」とは、第3条及び第6条第2項による申請を受けた「材料」のうち、第5条により承認された材料をいう。

5 「個別承認材料」とは、第12条により承認された材料をいう。

(承認申請)

第3条 材料の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、材料承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）宛で、材料承認委員会の長（以下「委員長」という。）へ提出しなければならない。

(1) 仕様書、承認図

(2) カタログ、価格表

(3) 日本水道協会（指定）検査工場登録通知書の写し

(4) 日本工業規格表示許可書の写し

(5) 品質証明書（材料試験成績書、水道水の接触する部分の材質及び衛生試験成績書（写）等）

(6) 写真（3面。構造詳細が判るもの）

(7) 納入実績表

(8) 会社の事業概要

(9) 商標（2 cm×2 cm）、社標（2 cm×2 cm）

(10) その他委員長が必要と認めた書類

2 前項各号に掲げる書類について、委員長が認めた場合はこれを変更することができるものとする。

(承認の基準)

第4条 承認する材料の基準は、水道局の施行基準及び本市の特性を考慮し、水道局が積極的に使用しているもの若しくは使用していく予定のものとし、材料の選定及び規格の範囲については細則で定める。

2 材料は、原則として日本工業規格(JIS)又は日本水道協会（以下「協会」という。）の規格(JWWA)を受けたものを対象とする。必要と認めた場合は、上記の規格以外の材料(型式承認品並びに第三者認証品及び自己認証品の承認等を受けたもの)についても対象とできる。

3 材料は、原則として1品目につき2社以上を指定することとする。

4 材料は、必要に応じて協会の検査要項又は社内検査規定値に基づき所定の検査を行い、その結果により承認するものとする。この場合において、検査に要する費用は申請者の負担とする。

5 材料の承認に当たっては、材料承認委員会（以下「委員会」という。）

での承認条件を付すことができる。

(承認の決定)

第5条 材料の承認の決定は、委員会の審議を経て委員会の会長である水道工事課長（以下「会長」という。）が行うものとする。

2 委員長は前項の決定が行われた場合は、速やかに代表者名で材料承認書（様式第2号）または材料否認通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

(承認期間及び変更手続き)

第6条 材料の承認の期間は、第3条第1項に規定する申請書の内容又は同条各号に掲げる添付書類の内容に変更が生じるまでの間とする。

2 申請者は、前条第2項の規定により交付された材料承認書の記載事項等に変更が生じたときは、その発生の日から14日以内に材料承認変更申請書（様式第4号）または会社名称等変更申請書（様式第5号）に第3条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて代表者宛で、委員長に提出しなければならない。

3 前項の承認の決定は、前条に準ずるものとする。

(承認の取消し)

第7条 承認された材料が、承認材料として不適当となった場合は、その承認を取り消すことができるものとする。

2 水道局の仕様変更等により、承認された材料を新たな材料に変更する場合は、当該承認済材料の承認は取り消すものとする。

3 委員長は、前2項の取り消しを行った場合は、速やかに代表者名で材料承認取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(委員会への付議)

第8条 委員長は、第3条、第5条、第6条及び第7条に規定する事項について委員会に付議しなければならない。

(審議の期間)

第9条 委員会は、申請の日から1年以内に審議を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。ただし、既承認材料と同等規格であり、申請書類等で品質の確認が出来るものは、3ヶ月程度に期間を短縮できるものとする。

(試験の委託)

第10条 委員会は、材料の調査審議に必要があると認める場合は、関係課、試験機関等にその試験を委託することができるものとする。

(事務の所管)

第11条 委員会の事務局は、水道工事課（工事係）が所管する。

(個別承認)

第12条 水道局は、使用する工事を限定し、個別に材料の承認（以下、「個別承認」という。）をすることができる。

2 個別承認は、当該工事を所管する課の長が責任を持って行うものとする

3 個別承認を受ける材料は、第4条の基準のいずれかを満たすものであり、申請に必要な書類は、第3条に準ずるものとする。

4 申請者または提案者は、申請書を取りまとめて、当該工事を所管する課の長へ提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の運用に関して必要な事項は、会長、副会長、委員長が協議して定めるものとする。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和元年 5 月 7 日から施行する。